保護者の皆様へ（2号・3号認定）

保育所の適正利用にご協力ください



保育所は・・・

お仕事等によって、ご家庭での保育が難しいお子さんを保護者に代わって保育する場所です。

ご家庭で一緒に過ごせる日や時間帯は・・・

お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう。
ご家庭で保護者と過ごすことは、お子さんの成長や愛着形成に繋がるだけでなく、心や情緒の安定から、興味関心が深まります。

保育所の利用に関する基本事項・・・

保育所は、原則、認定された保育の事由以外の理由で利用することはできません。また、認定された保育必要量（※1）は最大時間であり、実際の利用時間は保育が必要な範囲内です。
例として、就労で保育の認定を受けている場合は原則、勤務時間（就労証明書に記載）＋通勤時間（職場と保育所間の所要時間）となります。

※1　（短時間【8：30～16：30】　　標準時間【7：30～18：30】）

保護者の皆様へ具体的なお願い・・・

・兄弟の習い事の送迎や行事へ参加する場合
　→可能な限り一緒に連れていきましょう。
　　※やむを得ず預ける場合は、終わり次第お迎えのご協力をお願いいたします。
・お仕事がお休みの場合
　→ご家庭での保育が原則です。
　　※保護者の方に個別の事情がある場合は、利用の保育所へ事前にご相談ください。

最後に・・・

洞爺湖町は、保護者の皆様と保育所が支えあい、お子さんの豊かな心や成長を育んでいきたいと考えています。
保育所の適正利用にご協力いただくことで、保育所で過ごすお子さんのより安全で安心な保育に繋がります。個々の家庭により、様々な事情があると承知しておりますが、ご理解と可能な限りのご協力をお願いいたします。

洞爺湖町　総務部　健康福祉課　子育て支援係
代表TEL：0142-82-7100